"Kyodo-Sankaku"

共同参画

"Kyodo-Sankaku"
Number 51
November 2012
Japan Cabinet Office
11

内閣府

Special Feature 1

特集／女性に対する暴力をなくす運動について

Special Interview

スペシャル・インタビュー／細田 眞由美
さいたま市教育委員会 学校教育部指導2課
副参事

男女共同参画の総合情報誌内閣府編集

主な予定

Schedule

11月10日	男女共同参画フォーラム（神奈川県）
11月12日～18日	全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 （主唱：法務省、全国人権擁護委員連合会）
11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動（主唱：男女共同参画推進本部） （11月25日　女性に対する暴力撤廃国際日）
11月17日	男女共同参画宣言都市奨励事業（福井県坂井市）
11月18日	男女共同参画宣言都市奨励事業（茨城県土浦市）
11月25日	シンポジウム「ポジティブ・アクションを理解し行動するために」
12月4日～10日	人権週間（主唱：法務省、全国人権擁護委員連合会）
12月5日	キャリアアップセミナー～女性の働き方変革を目指して～
12月9日	女性に対する暴力の根絶に向けた研修討議
12月13日	働こう！なでしこ学生サミット

巻頭言

共同参画に寄せて

Foreword

山形県知事
吉村　美栄子

Yoshimura Mieko

人口減少の加速化や、核家族化の進行など、社会情勢が大きく変化しつつある中で、充実した心豊かな生活を過ごせるようにするためには、女性、男性にかかわらず、人間として一人ひとりが持てる力を発揮し、みんなが思いやり支え合う男女共同参画社会の実現が大切です。

その実現に向け、私も参加しておりました「全国知事会男女共同参画特別委員会」において、滋賀県知事　嘉田委員長のもと、今年8月に『女性の活躍の場の拡大による経済活性化～M字カーブの解消に向けて～』をテーマに提言を行い、各省庁からは、大きな関心を持って受け止めていただいたと伺っております。

経済活動をはじめ、あらゆる分野で、女性も男性も共に担い手として社会を支え、責任を果たしていくことにより、我が国の活力の維持を図る必要があります。特に経済活動への女性の参画は、商品やサービスの開発に女性の視点が加わることにより、新たな需要や価値を生み出し、経済社会の活性化につながるでしょう。

全国知事会男女共同参画特別委員会は男女共同参画プロジェクトチームに引き継がれ、私がリーダーを拝命いたしました。今後も、様々な御意見をいただきながら議論を進め、提言を行ってまいりたいと考えております。

共同参画
"Kyodo - Sankaku"
Number 51
11
November 2012

目次

Contents

特集	女性に対する暴力をなくす運動について	Page 02
スペシャル・インタビュー	予防啓発（デートDV）に関する取り組みについて／細田 眞由美　さいたま市教育委員会　学校教育部指導2課　副参事	Page 08
行政施策トピックス	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等について	Page 10
連載	地域戦略としてのダイバーシティ⑦　多様性の活かし方Part 2／渥美 由喜（株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長）	Page 12
取組事例ファイル（自治体編）	島根県	Page 13
取組事例ファイル（団体編）	独立行政法人産業技術総合研究所	Page 14
取組事例ファイル（団体編）	全国地域婦人団体連絡協議会	Page 15
ニュース&インフォメーション	平成24年度均等・両立推進企業表彰受賞企業決定　他	Page 16
男女共同参画センターだより	かながわ女性センター	

表紙イラストレーション／木村 桂子　ロゴデザイン、 表紙、 本文フォーマットデザイン／岡本一宣デザイン事務所

特集

女性に対する暴力をなくす運動について

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

女性に対する暴力をなくす運動について
～女性に対する暴力の根絶に向けた最新の取組～

男女共同参画局推進課
暴力対策推進室

女性に対する暴力の現状について

暴力は、その対象の性別や、加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。政府は女性に対する暴力の根絶に向けて様々な取り組みを行っています。

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間は、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が、意識啓発、広報キャンペーン、講演会やセミナーの開催、被害者からの相談活動などを全国各地で展開します。

これらの取組については、都道府県及び政令指定都市の取組を含めて、内閣府男女共同参画局のホームページ「女性に対する暴力の根絶」のサイトでご覧いただけます。（http://www.gender.go.jp/main_contents/category/boryoku.html）

配偶者からの暴力についての被害経験

内閣府が平成23年に実施した調査によると、これまで結婚したことのある人のうち、配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかについて1度でも受けたことがあると答えた人は女性32.9％、男性18.3％となり、何度もあったと答えた人は女性10.6％、男性3.3％となっています。

さらに被害を受けた女性の相談先として「友人・知人」又は「家族や親戚」を挙げた人が最も多くそれぞれ32.0％となりますが、一方では41.4％の人はどこ（だれ）にも相談していないと答えています。（図1）

相談しなかった理由は「相談するほどのことではない」が最も多く（女性50.0％、男性76.1％）、「自分にも悪いところがある」（女性34.3％、男性44.8％）や「自分さえ我慢すれば」（女性25.7％、男性23.9％）などの回答が続きます。多くの被害者は我慢をして暴力を受け入れてしまい、被害が潜在化してしまっている状況が窺えます。

配偶者暴力相談支援センターの設置促進、機能強化

配偶者からの暴力に関する相談は年々増加しており、平成23年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は8万2千件以上に達しています。（図2）

また、警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数も年々増加し平成23年度においては3万4千件を超えているほか、婦人相談所における一時保護件数につい

図1　配偶者暴力の被害を受けた女性の相談先（複数回答）

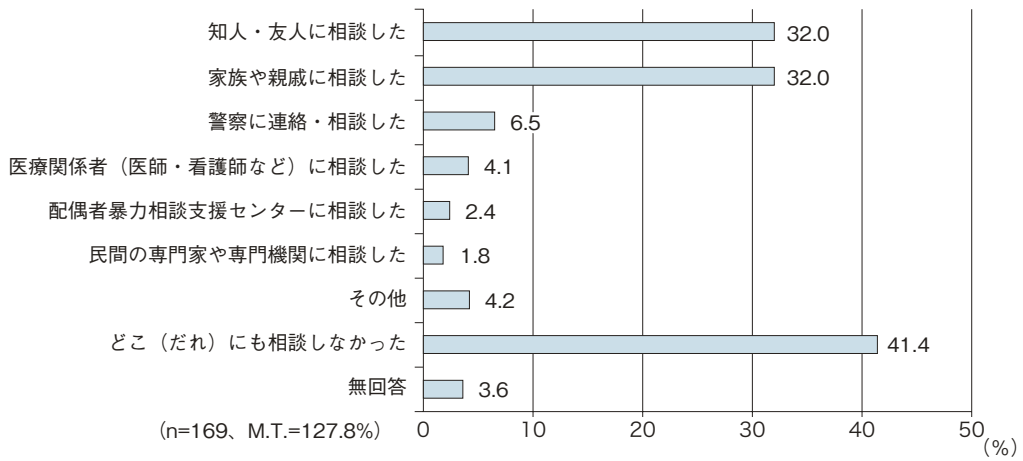

（備考）内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成23年）より作成

Report

11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、女性団体など関係団体等が女性に対する暴力の根絶へ向けて、さまざまな取組を展開しています。

女性に対する暴力の根絶に向けた最新の取組についてご紹介します。

ても、近年では年間約1万2千件程度で推移するなど高い水準にあります。

政府としては配偶者からの暴力に関しては、配偶者暴力相談支援センターの設置促進及び機能強化を図ることで、被害者がより相談しやすい環境をつくり、より広範かつ効果的な支援に繋げていきたいと考えています。平成24年10月2日時点で全国に220ヶ所、うち市町村に47ヶ所が設置されています。(図3)

今後も設置促進に努めていき、平成27年までに特に市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を100ヶ所以上にするという目標を立てています。

図2　配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数

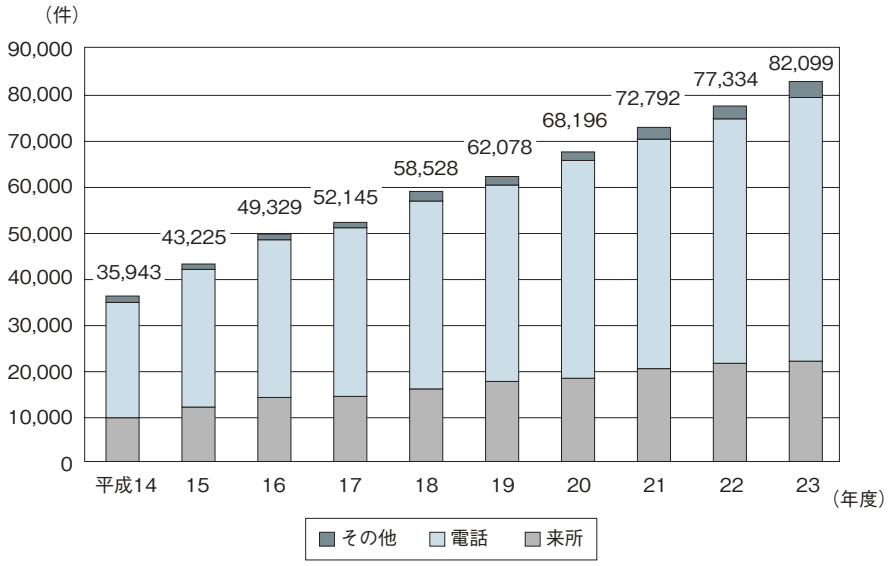

(備考) 内閣府資料より作成

図3　地方自治体が設置した配偶者暴力相談支援センター数の推移

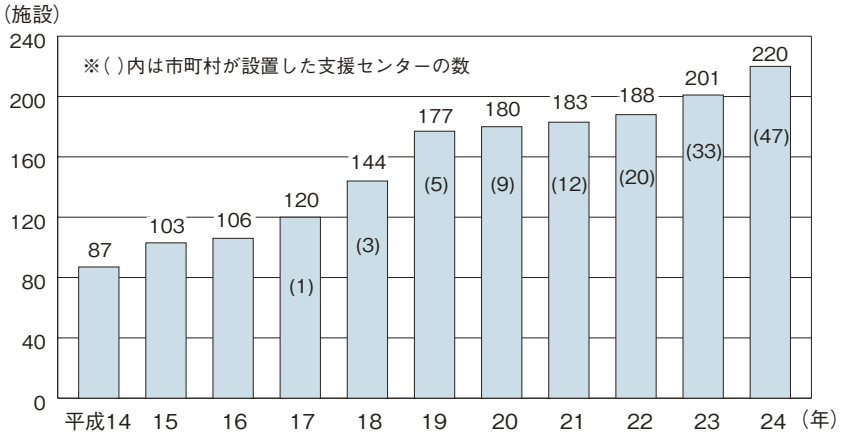

※各年度4月現在、ただし24年度は10月現在
(備考) 内閣府資料より作成

東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業

東日本大震災被災地では、長引く避難生活や生活不安等の影響により女性等が様々な不安・悩み・ストレスを抱えていること、さらには女性に対する暴力が懸念されます。

このため、平成23年5月10日から岩手県、同年9月1日から宮城県、さらには平成24年2月11日から福島県を加えた被災3県で、地方公共団体及び民間団体等との共同で、全国の専門性の高い相談員の協力を得て、女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話による相談、窓口での面接相談等を行っています。それらに加え、相談者の希望に応じて仮設住宅等を相談員が訪問しての出張相談を行うなど、被災地において女性等が、様々な不安・悩み・暴力被害等について安心して相談できる体制を整備し、サービスを提供しています。

その実績等については、内閣府男女共同参画局のホームページ「男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応について」のサイトでご覧いただけます。
(http://www.gender.go.jp/saigai.html)

性暴力救援センター・東京（Sexual Assault Relief Center 通称 SARC東京）24時間ホットラインから見える性暴力被害実態と対応

SARC東京　事務局長・コーディネーター　平川 和子

1. 開設の経緯

およそ1年間の準備期間を経て2012年6月に開設しました。ボランティア支援員や専門家、あるいは草の根の支援活動団体からの賛同とカンパに励まされ、嬉しい出発となりました。性暴力被害直後の女性と子どもに対する総合的支援を、日本でも始めたいという、長いあいだの夢が現実となったのです。今、振り返ってみると、3.11東日本大震災後の復興に際して、「自分たちにできること」を探していた時間と重なる1年でした。

準備委員は産婦人科医、SANE（Sexual Assault Nurse Examiner 性暴力専門看護師）、カウンセラー、弁護士、大学教員、保健師、相談員、社会福祉士、編集者などです。誰もがそれぞれの職場で、多くの性暴力・性犯罪被害者と出会い、人間としての傷みに向き合いながら、初期対応の必要性を痛感してきました。また被害のその後を生き抜いてきた女性たちからは、被害直後には安全な場とぬくもりがほしいこと、大切なのはコントロールの感覚と日常生活を取り戻すこと、被害を打ち明ける際の重みと危険を知ってほしいこと、本当のことを言えないあいだの症状のことなど、多くのことを学んできました。

開設のための大きな原動力となったのは2つの先行実践でした。ひとつ目は1982年に、カナダ・ブリティッシュコロンビア州立の「女性健康センター」で始まったSAS（Sexual Assault Services）プログラムであり、2つ目は2010年から活動を開始した性暴力救援センター・大阪（Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka 通称 SACHICO）です。2つのプログラムからは対応に関する詳細な情報と大きなエールをもらいました。

2. 活動状況と利用者の状況

開設から4カ月で、531件の電話相談がありました。そのうちの6割が強姦・強制わいせつ、2割が性虐待、2割がその他の被害に関する相談です。面接相談は30件、そのうち産婦人科医療につないだのは12件。相談者の年齢層は10代から60代まで。被害直後に警察経由で医療機関に来談したのは、予想通り、10代～20代の若い女性たちでした。監禁状態にされて性暴力を受け続けた例、合成麻薬を混入されて意識を失い被害にあった例、強姦時に撮られた写真をネット上に流すと脅されて再被害に遭った例、上司からの強姦被害の例、父親からの性虐待による妊娠・中絶に直面する少女たちの例など、相談内容は深刻です。

2011年2～3月に、内閣府男女共同参画局が実施したパープルダイヤル・性暴力急性期回線に多くかかってきた、男性からの嫌がらせ電話はありません。また無言電話も少数です。ホットラインにかかってくるのは、被害者が届けてくれる声であることがわかります。8月にNHK・Eテレで「性虐待」に関する番組が放映された直後には、相談例が増加。メディアの影響の大きさを感じました。

3. 運営方法

運営委員会方式をとっています。24時間ホットラインを4交代制で担うのは35人のボランティア支援員です。支援員は相談者の声に丁寧に耳を傾け、被害者の尊厳と自己決定を尊重しながら、産婦人科医療につなぎ、感染症検査や緊急避妊ピルの処方、同意があればレイプキットを使った証拠採取を行い、その後の警察や弁護士との連携のために、継続的な面接相談とアドボケイトを行います。医療的ケアは夜間診療を含めて、江戸川区にあるまつしま病院で行います。また常時、22人の協力弁護士が待機しています。急性期対応には当然のことながら、警察官、児童相談所、法テラスとの連携も必要です。

これらの調整はコーディネーターの役割ですが、他にも、相談内容についてのアセスメント、統計的データベースの管理、事例検討会の実施、支援員のシフトの調整、メディアの取材や自治体職員や議員からの問い合わせにも対応しています。

4. 開設4カ月の経験と感想

性暴力被害は潜在化する被害であるといわれています。しかし電話をかけてくる相談者は決して無力では

ありません。被害直後からなんらかの対応を行っています。たとえば友人や家族に相談する、インターネットで情報を検索する、警察に通報する、心療内科や精神科に通院して診断書を書いてもらう、弁護士に相談する、既に刑事・民事裁判にまで進んでいる相談例もあります。

ところがその対処行動を継続的支援に結びつける資源が少ないのが実情です。予想以上に多いのは、被害直後に警察に通報したが、「事件性がない」という理由で被害届を受理されない例です。被害が犯罪として認知されるためのハードルが高いのです。そうした女性たちは気力を挫かれ、被害直後に必要な医療的ケアを受ける機会を失います。相談者と警察を橋渡しすることで被害届の受理にまで至った例を経験してみると、改めてワンストップ機能をもつ性暴力救援センターの必要性を痛感します。相談者は被害後の回復に手を貸してくれる関係機関からの支援を望んでいます。

5. 性暴力救援センター開設の動きが各地に拡がるために必要なこと

24時間対応のホットラインは支援員の心身への負担が大きな業務です。スーパーヴィジョンや事例検討会による研修、あるいは支援員の体調管理やメンタルケアを保障するためのスーパーバイザーやトレーナーなどの人材が必要です。加えて何よりも重要なのは支援員の人件費の確保と運営のための財政基盤の充実です。また警察への被害届を望まない人たちのためのカウンセリング料、診療費や検査費用、あるいは妊娠中絶費用などを一時貸与する基金のための財源がほしいところです。家族の中に加害者がいる場合には安全な居場所が必要です。必要としている人に必要な情報を届けられるネットワーク、地域の中で協力病院が拡がるような動きなど、課題は山積しています。

6. 被害を独りで抱えている方たちへのメッセージ

SARC東京は24時間のホットラインと安全で安心を感じてもらいながらの面接相談と産婦人科医療を提供しています。また警察への通報を希望される場合には、支援員と共に通報もできます。必要に応じて弁護士による法的支援や他機関を紹介します。生活再建のための援助など、中長期にわたる継続的で総合的な支援をめざしています。これらすべての支援は、あなたの意思と選択を大切にしながら行います。

03-5607-0799（おんなきゅうきゅう）へのお電話をお待ちしています。

SARC東京
性暴力救援センター・東京

あなたの望まない性行為はすべて性暴力です。被害にあったのは、あなたのせいではありません。あなたにはどんな責任もありません。被害の責任は、加害者にあります。

いたみ、悲しみ、くやしさ、怒り……

強い不安、恐怖、激しい動悸、ふるえ……

あなたに出てきたすべての感情や感覚は、被害にあった人がよく体験する反応です。あまりつらくて、助けがほしいと思うとき、このノートを開いてみてください。私たちは、あなたの気持ちを一番たいせつにして支援をします。

妊娠が心配なとき

●妊娠を防ぐピル

望まない妊娠は心身の負担をさらに重くします。

排卵は理論的には1日のなかの一瞬ですが、ストレスなどでずれることがあります。月経中や月経5日前以外の日では妊娠予防が必要です。

望まない妊娠を回避したい場合、「緊急避妊ピル」が使われます。ピルは、被害から72時間以内に飲みます。状況によっては被害後120時間くらいまではピルの効果を期待できます。

飲み終わって3〜5日後に出血が起ります。出血があれば妊娠は回避できたことになります。その後はいつもと同じ周期で月経が回復します。

性感染症が心配なとき

●性感染症検査

被害で性感染症にかかることがあります。被害によって感染した場合、直後に検査を受けることは、あなたの身体（からだ）の状態を知ったり確認したりするために役立ちます。またそれが加害者の責任であることの確実な証拠になります。

性暴力被害直後の人に手渡すノートより一部を抜粋。

被災地における女性の悩み・暴力相談事業の取組について

ウィメンズスペースふくしま（旧・女性の自立を応援する会）
副代表・フェミニストカウンセラー　丹羽 麻子

1. 全国と地元の支援人材が協力

今年2月から始まった内閣府「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」。岩手・宮城・福島の3県に設けられた各相談拠点では、電話相談、面接相談、被災者サロンなどへの訪問相談など、各地の事情に即した形態が準備され、国、地元自治体、女性支援に高い専門性を持つ地元および全国の民間団体とが協力してその対応にあたっています。この相談事業は、避難生活や被災によるストレスから社会で弱い立場に置かれることの多い女性に負担がかかり、DVなどの暴力被害が増えることを懸念して始まったものですが、相談受理は開始2か月の統計だけでも1700件余りを数えました。発災から1年半以上経た現在も多くの利用があり、その内容は複雑深刻化しています。

2. 浮き彫りになる女性たちの被災

地震や津波による重いトラウマ体験を訴える相談もありますが、多くは被災に疲弊する社会の影響下で生きづらさを増すことになった女性たちからの相談です。たとえば、震災の後片付けや家族の世話を一手に担わされて心身に不調をきたしていたり、震災で解雇されても稼ぎのよい職には復帰できずに困窮していたり…。狭い仮設や借上住宅での生活が長期化する中でのDV被害もやはり起きています。

また甚大な原発災害を抱える福島県では、全国避難による家族分断や馴染みのない土地での孤立、仕事や地縁血縁を失っての生きがいの喪失、賠償金による生活感覚の混乱などが、生活基盤の脆弱な女性たちを直撃しています。避難せず地元に暮らす女性たちも決して安泰ではなく、目に見えない放射能の存在に脅かされ、対策への温度差による人間関係の摩擦や、出産育児にかかわる健康不安などに日々苛まれています。

いずれの相談も「こんなことをご相談していいのかどうか…」というためらいながらかけられてくることが多く、「我慢」を美徳とする東北の気風に加えて「この大変なときに個人的な文句を言うのはわがままだ」と遠慮を強いる空気が女性たちを追い込んでいる様子がわかります。非常時には固定的性別役割が強化されやすく、もともと家父長的なあり方が当然とされるような家庭や地域に暮らしていればなおのこと、女性たちはそこに疑問を呈することもままなりません。3県とも県域が広く、女性相談資源へのアクセスも限定的にならざるを得ず、女性たちへの支援は届きにくいのが現状です。

3. 長い復興過程を支える相談体制を

そのような中でプライバシーにきちんと配慮がなされ、多様性を保障するジェンダーの視点を持って悩みに寄り添うこの無料相談窓口が国の事業として開設されていることは非常に重要です。個別の悩みに応えるサポート資源の整備にとどまらず、どんな非常事態にあっても男女共同参画という生き方を求めてよい、という貴重なメッセージになっているからです。「他では話せない。この相談窓口が命綱です」という利用者の方々の声に日々そう痛感させられています。

建物など見た目の復興が進んでいくほど、人々の「生きづらさ」は見えにくく、その悩みも潜在化していきます。長期化する被災の現実に対応するためには、相談利用を広く呼びかけていくとともに、この相談事業を軸に各自治体や関係機関が連携を進め、男女共同参画の視点の波及と女性に対する暴力防止に積極的な対策を図っていくことが急務です。

※相談を促すために、被災3県で、各県ごとに定められた電話番号を記したカードを配布しています。
　上のカードは福島県内で配布しているカードです。

UN Womenの女性に対する暴力の根絶に向けた活動

UN Women（ユー・エヌ・ウィメン）日本事務所
所長代行　ミユキ ケルクホフ

女性や女児に対する暴力は、ジェンダー不平等と差別に深く根ざしています。これは、世界中にもっとも蔓延している人権侵害の形のひとつです。これを根絶し予防することで、女性と女児が健康で生産的な生活をおくり、彼女たちの人権がきちんと守られる状況を確実にしなければなりません。しかしながら、ジェンダーに基づく暴力は世界中に危険な割合で広まっている病です。難民キャンプや紛争下（後）の国における戦術としてのレイプから、職場・学校・公共の場におけるセクハラ、また先進国ではインターネットや携帯電話でのストーカー行為と、さまざまな形であらゆる所に存在し続けます。暴力の発生や蔓延は非常に深刻で、個人・家族・社会に破壊的な影響をもたらします。被害者本人の身体、精神、性、リプロダクティブ・ヘルス(※)に障害を引き起こすだけでなく、社会的・経済的にも非常に大きな損失を生み出すのです。

こうした状況のもと、2013年3月4～15日にニューヨークの国連本部で開催される「婦人の地位委員会（CSW）」第57会期の優先テーマが「女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の根絶と防止」であることは、必然と言えましょう。UN Womenは、この問題の充分な理解を促し、CSWの討議を助けるために、他の国連機関との協力のもと、2012年9月にエキスパート・グループの話し合いを主導しました。このミーティングでは、有望な防止策を見つけ出し、現在のギャップと課題について話し合いました。また、女性と女児に対する暴力防止を強化するための具体的行動に向けた勧告も作成されました。2013年3月に開かれる次回のCSWの会議では、国連加盟国がその体験を語り合い、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の根絶と防止を目指す決議を採択します。

ジェンダーに基づく暴力は、国連のミレニアム開発目標（MDGs）の実現に向けた努力を蝕むものでもあります。女性に対する暴力の根絶は、ジェンダー平等とMDGs全体の到達のための戦略的優先事項であるにもかかわらず、いまだにMDGsの『失われたターゲット』として残っているのです。

MDGsに続く、国連のポスト2015年開発アジェンダに向けた提案をするために、国連事務総長の要請をうけて、ハイレベルパネルが設置されました。ポスト2015年開発アジェンダは新しい開発の課題を反映し、国連持続可能な開発会議（リオ＋20）の成果と連携するものです。UN Womenはこのタスク・チームの一員として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを開発アジェンダの中心に据えることを主張し、課題の一つとして「女性と女児に対する暴力」に注意を喚起します。

女性と女児に対する暴力の根絶を加速させるには、政府間の支援だけでなく、男性や男児とともに取り組むことが特に重要であり、戦略的効果がある、とUN Womenは信じています。UN Womenが運営する「女性に対する暴力撤廃国連信託基金」は1100万ドルを投入して、男性の有害な役割に疑問を投げかけ、暴力のない世界を目指す戦いに加わることを男性自身に呼びかけるプログラムを支援しています。

女性と女児に対する暴力を撲滅するには、政府と市民が共に集中的に取り組まなければなりません。「暴力の根絶と防止」とは、最終的には、平等な関係性を作り出し、差別のない暮らしを送ることです。こうした環境でこそ、女性や女児がその能力を充分に発揮でき、基本的な人権を獲得できるのです。

（※）リプロダクティブ・ヘルス
女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、出産について自ら選択し、決定する権利をいう。

予防啓発（デートDV）に関する取り組みについて

Hosoda Mayumi

―　教育の現場で様々な取組をされていると伺いました。

細田　高校生を対象に、いわゆる“デートDV”に関する講義・講演やワークショップを通じた予防啓発をしています。また、教職員に対する研修も行い、学校で予防啓発を推進する取組も行っています。さらに最近では、大学生を対象にワークショップなどを行わせていただきました。

―　どの年代に対する啓発が特に有効だといった傾向はありますか。

細田　聞き手の発達段階等に応じて、アプローチの方法を変えれば良いと思います。

今申し上げた大学生が受講者のケースは、人間関係の幅も広がりますので、交際相手とのより良い関係を築くためには何が大切なのかという点について、当事者意識を持って取り組んでもらえました。さらに、本年度ワークショップを実施した大学では、対象が教育学部の1年生でしたので、ゆくゆくは教員をはじめとする支援職に就く可能性の高い人たちです。そのため、自分たちが将来教員になって、目の前にいる子供たちがこの問題に直面した時にどのように対応したらよいか、という視点で捉えることもでき、たいへん有意義だったと思います。

高校生が相手ですと、交際相手からの暴力について当事者意識のある生徒は、実はあまり多くはありません。生徒は、かなり早い時期から非常に親密な交際相手のいる層と、ほとんど交際経験のない層と二極化しています。交際に至るまでには、いろいろなコミュニケーションが必要ですが、特に男子生徒は、そこに苦手意識を持っている生徒が多いように感じます。憧れはあるけれど今の自分には関係ないという生徒に、一足飛びに親密な男女交際の中で起こる暴力と言ってもかなり乖離があります。これって男女交際している連中の話だよね、という反応です。ですから彼らに対しては、「実際に交際相手からの暴力を受け悩み苦しむ人は10人に一人かもしれないが、その一人が相談する相手は、残りの9人の中に含まれている。だから当事者にはならなくとも相談相手になる可能性はありますよ。」と説明すると、自分たちの問題として捉えるようになります。

講演後にアンケートを実施していますが、「もし、今後友人が、交際相手からの暴力を受けているようだったら相談に乗ってあげようと思いますか」という質問に対して、「そう思う」と回答した生徒は、毎回80％を超えています。この結果からもご理解いただけるかと思います。

―　なるほど、予防啓発は高校生にも十分に有効なものとなりますね。

細田　高校生が当事者意識を持ちにくい原因は、もう一つあります。

講演前のアンケートで、「デートDVについて身近で見たり聞いたりしたことがありますか」と聞くと「ある」は4～6％くらいです。しかし、内閣府の教材（※）を使い、これを作成した際には私も協力させていただきましたが、交際相手からのメールに返信がなく、それを咎めて身体的暴力を振るった話（ケース1）、身体的暴力はないが、交際相手を独占するために「携帯のメモリを消してしまう」という精神的な暴力を振るった話（ケース2）、性暴力につながる可能性がある話（ケース3）をしますと、これも暴力の一種なんだということに気付きます。講演後のアンケートで、改めて「それぞれのケースについて身近に感じられますか」という質問をしますと、

細田 眞由美

さいたま市教育委員会
学校教育部指導2課 副参事

ほそだ・まゆみ／
埼玉県立高等学校教諭を経て、平成12年度より埼玉県立総合教育センター指導主事として教育相談業務に従事する傍ら、教職員のカウンセリング研修等を担当。その後、埼玉県教育局高校教育指導課指導主事として、国際理解教育並びに教員研修等を担当。埼玉県立伊奈学園中学校教頭、埼玉県立庄和高等学校教頭を経て現職。
2009年　内閣府「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発教材検討会」委員
2008年～　埼玉県男女共同参画アドバイザー

学校における効果的な予防啓発のために

一気に30数%に跳ね上がります。

　また、講演後アンケートの自由記述欄には、「DVっていうのは、身体暴力だけだと思っていた。」「DVは、結婚している大人の問題だと思っていた。」という記載が非常に多く、「交際相手からの暴力」いわゆる“デートDV”については、ほとんど知識がない。つまり、実は自分たちの身の回りにも起こっているけれど、認識がないから当事者意識がないということがわかります。

―　接してはいるけれど、それが暴力である、問題をはらんでいるとは思わないということでしょうか。

細田　その通りです。ですから教職員に対する研修も大事になります。教員研修には、二つの効果があります。一つは、教員が認識を深めたことにより、実際に問題を抱えている生徒がいた場合に、それに気づくことができる。つまり、こういう問題は水面下にもぐりやすいですから、教員の感性といいますかアンテナが高いということが大切になります。二つ目が、教員自身の生徒に対する、あるいは教職員相互の、相手を尊重したコミュニケーションの在り方について理解を深めることができるということです。

―　予防啓発について教育委員会と男女共同参画担当部局が、より連携していくためのアドバイスを。

細田　自治体の男女共同参画担当部局が、いわゆる“デートDV”の予防啓発を学校で取り組んでくださいと、教育委員会を通じてお願いした場合「それって、男女交際が前提の話でしょ」とか「本校にはそういう問題はあまりないから」と言われてしまい、学校全体の問題として積極的に取り組んでいただくことが難しいと感じます。ですから、内閣府のパンフレットのように「人と人とのよりよい関係をつくるために」といった視点からアプローチすると良いと思います。「人権教育」あるいは「人間関係づくり」といった視点で考えれば、生徒全体の問題として受け止められると思います。人権教育の一環として男女共同参画の視点が必須だということを訴えていくことが必要でしょう。

―　予防啓発の重要さを改めて認識しました。

細田　若年層の交際相手からの暴力に対する予防啓発を、対処療法的な教育活動としてではなく、相手を尊重しながら共に豊かな人生を送っていくための積極的な教育活動として実践できれば、本当に有効な取組になると考えます。また、アニメやゲームの中で繰り広げられている、いわゆる2次元の「恋愛」とは違い、生身の人間が親密な関係を継続していくためには、きちんとコミュニケーションを取っていかなければ分かり合えないということを伝えていく必要性も痛感しています。

　ワークショップ形式で取り組むことができれば理想的ですが、年に1回、全校生徒を体育館に集めて講演会を実施する、といった手法でも効果があると思います。まずは試み、成果を示したうえで、より充実させていければベストだと思います。こうした話をいろいろな所でしますと、子供たちは大きく変わります。教育の力を実感いたします。

　学校が主体となり、男女共同参画担当部局とも連携を密にして、より良い取り組みにしていきましょう。

―　お忙しいところをありがとうございました。

（※）人と人とのよりよい関係をつくるために（平成22年3月）（内閣府男女共同参画局）
http://www.gender.go.jp/dv/yobou/index.html

TOPICS

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等について

内閣府男女共同参画局調査課

男女共同参画局では、毎年度、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等について、各府省、都道府県及び政令指定都市を通じて情報を収集し、これを取りまとめた上で、男女共同参画会議監視専門調査会に報告しています。

今年度は、平成23年度の国、都道府県及び政令指定都市における取組状況を、平成24年9月13日に開催された監視専門調査会に報告しましたので、その概要を御紹介いたします。

1　男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等について

(1)　調査の概要

○調査対象

総務省行政相談制度、各府省の行政相談窓口、都道府県及び政令指定都市の苦情処理機関等

○調査対象の苦情

次のいずれかの苦情であって、平成23年度中に処理を行ったもの、又は同年度末において未処理のもの

- 国や地方公共団体が実施する法律、条例に基づく制度や公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方についてのもの
- 人権侵害事案に関連する国民・住民からの苦情（不平、不満、提案、要望、意見等）のうち、男女共同参画に関する施策についての苦情に該当するもの

(2)　調査結果の概要

○国・地方公共団体における苦情の処理件数（平成23年度）

- 国：621件（表1参照）
- 地方公共団体：100件（表2参照）

○都道府県・政令指定都市における苦情処理体制等の整備状況（平成24年4月1日現在）

- 全ての都道府県・政令指定都市（67自治体）で苦情処理体制が整備済。
- 27自治体において第三者機関による苦情処理体制を採っている。
- 専従担当者は、常勤が9人、非常勤が113人。

表1　国に寄せられた苦情処理件数（平成23年度）

（延べ数）

	カテゴリ別内訳	総務省行政相談	各府省窓口	計
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	6	17	23
2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	38	135	173
3	男性、子どもにとっての男女共同参画	8	7	15
4	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	58	23	81
5	男女の仕事と生活の調和	17	8	25
6	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	1	3	4
7	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	31	1	32
8	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	14	4	18
9	女性に対するあらゆる暴力の根絶	80	19	99
10	生涯を通じた女性の健康支援	5	4	9
11	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	8	32	40
12	科学技術・学術分野における男女共同参画	0	1	1
13	メディアにおける男女共同参画の推進	1	2	3
14	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	3	37	40
15	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	2	23	25
16	その他（男女共同参画の総合的な推進等）	12	21	33
	計	284	337 (304)	621

※（　）内の数字は、複数カテゴリに該当する苦情の重複計上を除いた数

表2　都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情処理件数（平成23年度）

（延べ数）

	カテゴリ別内訳	件数
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	26
2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	11
3	男性、子どもにとっての男女共同参画	3
4	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	11
5	男女の仕事と生活の調和	2
6	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	0
7	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	0
8	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	0
9	女性に対するあらゆる暴力の根絶	10
10	生涯を通じた女性の健康支援	0
11	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	0
12	科学技術・学術分野における男女共同参画	0
13	メディアにおける男女共同参画の推進	17
14	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	3
15	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	0
16	その他（男女共同参画の総合的な推進等）	17
	計	100 (91)

※（　）内の数字は、複数カテゴリに該当する苦情の重複計上を除いた数

2　男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等について

(1)　調査の概要

○調査対象

- 法務省の人権擁護機関が取り扱った、女性の人権ホットラインの利用件数・主な相談内容、女性を被害者とする主な人権相談の件数・人権侵犯事件の数及び内容別内訳
- 都道府県・政令指定都市における人権侵害被害者救済体制等

(2)　調査結果の概要

○法務省の人権擁護機関が取り扱った女性に関する人権相談等の件数（平成23年）（表3参照）

- 女性の人権ホットライン：22,008件
- 女性を被害者とする主な人権相談の件数：10,886件
- 女性を被害者とする主な人権侵犯事件の数：3,796件

○都道府県・政令指定都市における人権侵害相談等の件数（平成23年度）（表4参照）

- 行政による人権侵害：12件
- 配偶者からの暴力：97,583件
- セクシュアル・ハラスメント：3,253件
- 性被害：330件
- その他男女共同参画に関する人権侵害：6,005件

○都道府県・政令指定都市における人権侵害に関する相談・被害者救済の体制等の整備状況（平成24年4月1日現在）

- 都道府県・政令指定都市のうち66自治体において体制を整備済。
- 18自治体において、男女共同参画に関する事案のみを取り扱う第三者機関を設置している。
- 専従担当者は、常勤が313人、非常勤が827人。

※調査結果の詳細は、HPを御覧ください。
http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kansi_senmon/12/pdf/kansi_giji_05.pdf

表3　法務省の人権擁護機関が取り扱った女性に関する人権相談等の件数

	女性の人権ホットライン	女性を被害者とする主な人権相談の件数	女性を被害者とする主な人権侵犯事件の数
平成18年	25,285	14,703	4,910
平成19年	22,569	12,651	4,419
平成20年	23,997	12,701	4,462（2）
平成21年	23,426	11,428	3,942
平成22年	23,289	10,823	3,714（3）
平成23年	22,008	10,886	3,796

※（　）内は、公務員によるものの数。

表4　都道府県・政令指定都市における人権侵害相談等件数

（延べ数）

	行政による人権侵害	配偶者等からの暴力	セクシュアル・ハラスメント	性被害	その他男女共同参画に関する人権侵害
平成18年度	26	67,153	1,995	443	3,333
平成19年度	55	78,460	5,219	345	4,985
平成20年度	12	84,772	3,056	497	15,927
平成21年度	40	91,778	2,847	228	14,005
平成22年度	3	89,430	2,830	240	14,417
平成23年度	12	97,583	3,253	330	6,005

地域戦略としてのダイバーシティ⑦　多様性の活かし方Part2

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&
ワークライフバランス研究部長
渥美　由喜

3つのP

先日、IMFのラガルド専務理事が来日した際に、「日本には、潤沢な未活用資産がある。それは女性だ。女性が活躍できる環境を作れば日本の潜在的な生産力は2030年までに25%増加する」と述べた。

同氏の言は正しいが、筆者は女性以外に未活用資産は2つあると思う。それは男性と第三の性の人たち（LGBT、注1）だ。こう書くと、「もうすでに男性はあらゆる領域で幅をきかせているから、活用の余地なんてない」と考える人もいるだろう。筆者は、『多面性をもった人たち（特に、男性社員）』が活躍すると日本経済は活性化すると考える。以前、拙稿でソニーのウォークマンを例に述べたことがある（2011年4・5月号所収）。

経済産業省の報告書では、女性活躍はプロダクトイノベーション、プロセスイノベーションを生むという（注2）。しかし、これは決して女性特有のものではなく、制約社員が生み出すものだと思う。現在、制約社員の大半は女性だが、今後は育児・介護で制約を持ちながら働く男性たち、あるいはLGBTにも同様の効果が期待できるはずだ。

3つ目のPは、パラレルキャリア、すなわちワークのみならず、ライフのキャリアを積んでいくという考え方だ（注3）。以前拙稿で「ライフの山あり谷あり曲線」「おしん曲線」について述べた（2010年8月号所収）。

現在、筆者は老父の介護、2歳児の看護をしながら働いている。制約ができる前と比べると、アウトプットは減っており、内心、忸怩たる気持ちもある。しかし将来、私の部下や後輩に、制約社員は増えるだろうから、いま筆者が人並みに苦労していることは、いずれマネジメントに活きてくると思う。

ライフのキャリア形成

かつて「電力の鬼」と呼ばれた、松永安左エ門氏は、「人間は、浪人、闘病、投獄の『3つの節』を通らなくては一人前ではない」と述べた（注4）。一見すると、「負」でしかない経験が、実はライフ（人生）のキャリアでは重要な転機になるという意見に筆者も同感だ。

『浪人』とは、組織に属さず、自身の真価を問われる場に身を置くことだ。『闘病』とは、死に直面し、人生の価値を自問自答する機会を持つことだ。『投獄』とは、時の権力との対峙を恐れず、自らの信念を貫く姿勢を保つことだ。『浪人、闘病、投獄』の現代版は、『左遷・転職・独立、介護・看護、権力との対峙』の3節ではないか（注5）。

ダイバーシティでは、個人の自律性が大切だ。これまでも「自律的なキャリア形成」という言葉は使われてきた（注6）。しかし、そもそも『キャリア形成』がワーク面に限定されてきたために、結果的に自律性が低い人材が生み出されてきたように思う。今後は広くライフ（人生）のキャリア形成を考えるべきだ。

ワークの華麗なキャリアは、他の人を感心させても感動は与えない。逆に、ライフで試練を乗りこえたキャリアは感動や共感を呼ぶ。以前、弊社の佐々木常夫・元社長を例に述べたとおりだ（2010年4・5月合併号）。そして、共感の連鎖こそが社会の風潮や組織風土を形造る。多様性を許容する風土の醸成には、ライフのキャリアという考え方が不可欠だ。

あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府『「企業参加型子育て支援サービスに関する調査研究」研究会』委員長、『子ども若者育成・子育て支援功労者表彰（内閣総理大臣表彰）』選考委員会委員、男女共同参画会議専門委員、厚生労働省『イクメンプロジェクト』『政策評価に関する有識者会議』委員等の公職を歴任。

Atsumi Naoki

注1：レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとった略語。

注2：プロダクトイノベーションとは、女性の視点を活かした商品開発　等。プロセスイノベーションとは、女性の視点を活かした販売戦略　等（経済産業省『ダイバーシティと女性活躍の推進』2012年より）。

注3：国立女性教育会館の前館長・神田道子先生は、「社会活動キャリア」と命名。

注4：松永安左エ門『松永安左エ門自叙伝』（人間の記録85：日本図書センター　1999年）など。

注5：1つ目の「左遷・転職・独立」では、組織の一員としてではなく、その人自身の真価を問われる。また、『雨天の友は真の友』とあるとおり、逆境になった時に、離れていく人と親身になってくれる人との見極めがつく。組織を離れても通用する実力を身につけ、真の友を持つ人は、新天地でも大きく飛躍するはずだ。

2つ目の「介護・看護」。以前、妻は筆者に、「もしかしたら、私たちはやがてこの子（小児脳腫瘍の次男）を看取ることになるかもしれない。それは自分が病気で死ぬよりも、ずっと辛いことでしょう。けれど、私たちは最後の瞬間まで笑顔でいましょう」と語った。「え？笑顔なんて無理だよ」と問い返した筆者に妻は、「いちばん辛いのはこの子だから、私たちが泣いて、さらに辛い思いをさせないために、『生まれてきてくれて、ありがとう』『おまえの親になれて、ほんとうに幸せだよ』とずっと笑顔で語りかけましょう。そして、看取ったあとに思う存分、泣けばいい」と静かに言い切った。まったく、母親に父親はかなわないなと思う。

また、昨年、筆者の学生時代の知人女性は、ガンで亡くなった。6歳の子を遺した彼女は終末期に、ガン遺児のためのNPO法人『aims』の設立に奔走した。最後まで、実に立派な生き方を全うなさったと心から、深い感動と敬意をおぼえている。

3つ目の「権力との対峙」。権力とは決して、国家権力（検察を含む）だけを意味しない。最近は、マスメディアも大きな権力だし、移ろいやすい『世論』は最大の権力だと思う。例えば、見識に欠ける政治家が『世論』の追い風を受けて、大衆迎合的な政策を掲げるような場合に、行政職員が世間から激しいバッシングを受けながらも、おかしいことはおかしいときちんと批判・対峙する姿勢を持てるか、どうか。多くの人は「長いものには巻かれろ」と保身に走るが、気骨のある人は自らの信念に殉じることも恐れない。そういう人こそ、『盛者必衰』で権力者が去った暁には、大きな仕事を成し遂げることができるのではないか。

注6：厚生労働省『平成19年度キャリアコンサルティング研究会報告書』『平成21年度キャリア健診研究会報告書』など。

島根県

Shimane

男女共同参画を身近に

島根県では「男性や若者に向けた理解促進」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」を新項目として盛り込んだ「第2次島根県男女共同参画計画」を平成23年5月に策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を進めています。

◇男女共同参画センター「あすてらす」

島根県の県央部である大田市に、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」を平成11年に開館しました。現在は指定管理者の財団法人しまね女性センターが管理運営を行っています。

男女共同参画の事業や研修に使っていただける施設として、各種研修室やホールを備えています。泊りがけの研修にも活用いただきやすいように館内に宿泊部門も設けています。1階のライブラリーで男女共同参画に関する書籍、DVD等の閲覧・貸出を行うほか、館外貸し出しも行っています。

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」

◇皆様の近くまで「お届け」しています

「あすてらす」では、男女共同参画にまつわる日常生活の気づきや願いを詠んだ川柳を募集し、それをユーモアあふれるイラストで表現した「男女共同参画川柳かるた」を昨年作成して貸し出しを行っています。地域での集まりなどに使っていただき、「川柳のエピソードに共感した」「笑いが絶えなかった」「また使いたい」と好評をいただいています。

昨年度末島根県内の全市町村で男女共同参画計画が策定され、各市町村においても男女共同参画の推進をしています。「あすてらす」での事業のほか、県内各地へ出かけて行って市町村の方と協力し、住民の方に参加していただきやすい「お届け講座」を実施しています。また、学校や企業での講座・研修も行っています。

男性向け講座
積極的に学んでます

◇男性に向けた理解促進事業

男性向けの事業は県、市町村、財団法人しまね女性センターが平成21年度から実施しています。

21年度から23年度に県内7市町村で「公開！お掃除スーパーテクニック」「おやじの絵本読み語り」「男性のための介護入門講座」など、のべ16回の講座を実施しました。受講者の方からは、「日頃行わないことを体験して、自分で取り組む良いきっかけになった」「掃除はなかなか大変だが、少しでも妻に協力したい」などのご意見をいただきました。

◇どんどん地域へ。広がってます。

24年度は前年度までの講座開催をベースに「男性のためのブラッシュアップセミナー」を2市町で実施しています。地域にあわせ「防災を考える」「家庭・地域で活かすコミュニケーション術」「料理を作ろう」「人生を振り返る」「読み語りライブ」などバラエティに富んだ講座を4回シリーズで開催しています。

昨年度までの講座をきっかけに、その後、地域での盛り上がりも現れてきました。講座受講者の方により、男女共同参画講座を自分たちで企画実施するグループ、読み語りグループなどが結成されました。グループの活動は、地域ではもちろん、県内各地や県外まで引っ張りだこで活躍の場が広がっています。

各地で活躍！絵本読み語りグループ「グランパ in 雲南」

全国の神様が出雲に集まることから、出雲地方では旧暦10月を「神在月」と呼びます。平成24年は「古事記」編纂1300年、平成25年は出雲大社で60年ぶりの本殿遷座祭りが執り行われます。歴史的節目にあたり、神話・縁結びの松江・出雲、オロチ退治の雲南、人麻呂と石見神楽の石見、ジオパークの隠岐、様々な魅力あふれる「しまね」の魅力を全国の方に知っていただく「神々の国しまね推進事業」を展開中です。

独立行政法人産業技術総合研究所

個人の能力を最大限発揮できる環境実現を目指して
—ダイバーシティ推進—

＜社会の中で、社会のために＞

産業技術総合研究所（産総研）は、つくばを中心に全国にあった旧通商産業省の16の研究機関などを統合・再編し2001年に設立されました。その歴史は、前身の工業技術院から130年前まで遡ることが出来ます。正職員約3,000名（研究職員2,300名、事務職員700名）に加えて、各種制度により国内外から多様な人材を集め、産業科学技術の研究を行う我が国最大級の公的研究機関です。

新たな発見や革新（イノベーション）には、組織の多様性の活用（ダイバーシティ）が大きな役割を果たすという理念のもと、性別、年齢、国籍等にかかわりなく能力が発揮できる環境の実現を積極的に推進しています。

＜ダイバーシティ推進の取組＞

2006年2月10日に「産業技術総合研究所男女共同参画宣言」を表明し、「多様な視点をもつ人々が共に働くことで研究そのものが真に豊かになり、より社会に有益なものになる」との信念のもと、種々の取組を行っています。また、産総研の男女共同参画の基本方針を示す「第3期中期目標期間（2010～2014年度）における男女共同参画の推進策」では、アクションプランを掲げ、女性や外国人を含む優秀かつ多様な人材の確保と育成、そして仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を維持しつつ、産総研で働く人々の能力を最大限に発揮できる環境を実現するため、多岐にわたる支援を行っています。

＜ワーク・ライフ・バランス支援＞

産総研では、多様な属性、ライフスタイル、個々人の生き方に合わせた職場環境整備のため、育児・介護に関する各種休暇・休業制度や相談窓口を整え、仕事と生活の両立支援に取り組んでいます。柔軟な勤務形態として、フレックスタイム制や裁量労働制を導入するとともに、育児支援として、3つの事業所では、一時的に子供を預けることができる保育施設を所内に設置しており、設置していない事業所においては、民間託児所やベビーシッターを利用できるよう、支援体制を整えています。一方、介護に関する理解を深めるため全国研究拠点をテレビ会議で結んだ「介護に関する勉強会」の開催や、「いい仕事、いい休み。」の標語のもとリフレッシュのための年次有給休暇取得キャンペーンを実施しています。こうした取組により、産総研発足以来、結婚・出産、特に育児を理由に退職した女性研究職員は報告されていません。

＜研究教育機関との連携＞

産総研では、所内で様々なダイバーシティ推進策を進める中で得られた効果を分析し、その結果を学会発表するなどの成果発信を行っています。男女共同参画推進に関する国内の研究教育機関間の連携を目的に、ダイバーシティ・サポート・オフィス（DSO）というコンソーシアムを組織して2007年9月から活動を行っています。現在、全国19の大学や研究機関が参画し、男女共同参画を中心にダイバーシティ推進について情報共有や意見交換を行い、種々の支援策の普及拡大を進めています。

（総務本部ダイバーシティ推進室）

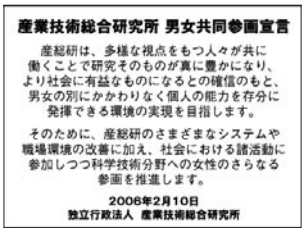

産業技術総合研究所
男女共同参画宣言

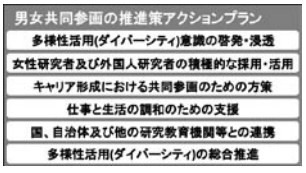

産総研男女共同参画の推進策
アクションプラン

年次有給休暇取得キャンペーン

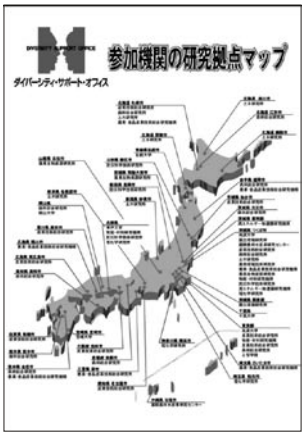

ダイバーシティ・サポート
オフィス（DSO）参加機関の
研究拠点マップ

団 体 名：独立行政法人産業技術総合研究所
理 事 長：野間口 有　　設立：2001年4月
研究分野：環境・エネルギー、ライフサイエンス、情報通信・エレクトロニクス、ナノテクノロジー・材料・製造、計測・計量標準、地質
URL：http://www.aist.go.jp/index_j.html

Tokyo

全国地域婦人団体連絡協議会

■全国地域婦人団体連絡協議会（全地婦連）について

本会は地域婦人団体の連絡協議機関として、昭和27（1952）年7月9日に21都府県で創立、女性・地域住民・市民・消費者として、地域・暮らしの視点に立った活動・運動を、全国の会員同士（47都道府県＋2政令指定都市）で結び合い、よりよい社会づくりを進めています。

主な取り組み分野は次のとおりです。①男女共同参画の実現　②地域社会活性化　③環境問題　④食の安全安心と農林水産業　⑤消費者問題　⑥子育て・教育　⑦福祉・健康　⑧平和運動　⑨北方領土返還要求運動　⑩東日本大震災への対応

■基本方針　「確かな暮らしの安全網と心あたたまる元気な地域社会の実現に向けて」

- 暮らしの安全・安心の基盤は「地域社会」の活力にあることを重視し、各地の地域婦人会・女性会の取り組みの支援、身近な暮らしにかかわる問題への社会的関心の喚起に努めます。
- 女性の社会参画の拡大と連携は、暮らし・社会の改善に不可欠です。婦人会・女性会リーダーの活躍支援、政策決定過程への参画、多様な市民団体／政府・自治体／社会性の高い企業／有識者との連携など、男女共同参画社会の形成を推進することを通して、真に安心して暮らせる持続可能で平和な社会、生活環境の創出に努めます。
- 事業計画を実現するために、全地婦連の運営・活動基盤の強化を進めます。その際にも、全国の情報収集・発信の強化、他団体との連携を推進していきます。

■創立60周年

全地婦連は本年60周年の節目を迎え、周年行事を初めて地方で開催しました。7月6日、香川県高松市で記念全国地域婦人大会を、その前日の7月5日は、毎年開催の研究大会も併催しました。香川県の高校生が作成したシンボルマークを採用し、今後10年間使用します。

全国各地から2000人の会員が集い、結成より今日まで、あたたかい心の通い合う地域づくりに取り組み、地域を核に互いに助け合う人間関係、地域コミュニティの中心的役割を果たしながら、歴史と文化を創り出した60年を振り返りました。

さらには、地域の女性たちが手を結び合い、住民すべてのしあわせのために行動を起こすことを確認し、先人たちが掲げた高い理想と強い意志を受け継ぎ、「やっぱり婦人会、今こそ婦人会」をコンセプトに、女性団体として力強く前進することを誓いました。

■東日本大震災を契機として

当団体では支援金（募金）として、約1億1千万余を集め、すべて被災県のニーズに沿った復興に向けた支援に役立てています。

併せて防災分野への男女共同参画の視点を反映させることを研究大会で附帯決議をし、復興に向けた支援活動を継続することを確認したところです。

全国地域婦人団体連絡協議会は地域婦人団体の連絡協議機関であり、昭和27（1952）年7月9日に21都府県が参加して創立しました。共通の目的を「男女平等の推進、青少年の健全育成、家庭生活並びに社会生活の刷新、高齢化社会への対応、地域社会の福祉増進、世界平和の確立等の実現」におき、現在の加盟団体は49団体（47都道府県＋2政令指定都市）です。

[News & Information]

1 News 厚生労働省

平成24年度均等・両立推進企業表彰受賞企業決定

厚生労働省では、平成11年度から、女性の能力を発揮させるための積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取り組みで他の模範となるような企業を表彰しています。

平成24年度の「均等・両立推進企業表彰」厚生労働大臣優良賞（均等推進企業部門）には、株式会社みずほフィナンシャルグループ、京都中央信用金庫の計2社を、厚生労働大臣優良賞（ファミリー・フレンドリー企業部門）に曙ブレーキ工業株式会社、東日本旅客鉄道株式会社の計2社を選定しました。また、都道府県労働局長賞として、均等推進企業部門19社、ファミリー・フレンドリー企業部門20社を選定しました。

男女ともに職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備を促進するため、受賞企業の先進的な取り組みをご参考にされてみてはいかがでしょうか。

厚生労働大臣賞の取組内容、都道府県労働局長賞の詳細については、厚生労働省HPをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002kg81.html

2 Info 内閣府

「働こう！なでしこ学生サミット」を開催します

内閣府では、今後の社会の担い手である若年層をはじめ、社会における女性の活躍促進やポジティブ・アクションに対する理解を深めるため、主に大学生を対象に、①企業における女性の活躍促進の方策に関するビジネスコンテスト形式のコンペティション、②企業の人事担当者等によるトークセッションや学生とのフリーディスカッションの2部構成で、女性の「働こう！」を応援する「働こう！なでしこ学生サミット」を開催します。

学生コンペ参加者及びイベント観覧者を募集していますので、詳細はイベントホームページをご覧ください。
http://www.nadeshiko-summit.net
（男女共同参画局HPからもリンクを貼っています。）

◆**日時**：平成24年12月13日（木）13：00～17：45
◆**場所**：東京ウィメンズプラザ
◆**内容**：学生によるコンペティション、企業の人事担当者等によるトークセッション
◆**出演**：山田昌弘氏（中央大学文学部教授）、渥美由喜氏（(株)東レ経営研究所ダイバーシティ＆ワークライフバランス研究部長）ほか企業の人事担当者など

3 Info 内閣府

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業の開催

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画推進連携会議、同会議構成団体等とともに、男女共同参画に関する理解を深めるために、全国各地でシンポジウム等を開催します。

○シンポジウム「ポジティブ・アクションを理解し行動 するために」（特定非営利活動法人日本BPW連合会との共催）
日時：11月25日（日）　13時より
場所：甲府商工会議所（山梨県甲府市）にて
内容：基調講演　辻村みよ子氏（東北大学大学院教授）
　　パネルディスカッション「女性がトップになったなら」
詳細：日本BPW連合会サイト（http://www.bpw-japan.jp/）

○キャリアアップセミナー～女性の働き方変革を目指して～
（一般社団法人日本ヒーブ協議会との共催）
日時：12月5日（水）　13時30分より
場所：女性就業支援センター（東京都港区）にて
詳細：ヒーブ協議会サイト（http://www.heib.gr.jp/）

○女性に対する暴力の根絶に向けた研修討議
（財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会との共催）
日時：12月9日（日）　9時40分より
場所：日本教育会館一ツ橋ホール（東京都千代田区）にて
詳細：全国母子寡婦福祉団体協議会サイト
　　（http://zenbo.org/）

4 Info 人事院

国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間（12月4日～10日）

人事院では、防止週間に向けて下記の行事を開催します。

●国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム
日時：12月6日（木）　13：00～16：00
場所：さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂（さいたま市）
テーマ：メンタルヘルスとハラスメント
問合せ先：人事院関東事務局第一課　TEL：048-740-2005

●国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止講演会
11月29日（広島市）　11月26日（福岡市）

5 Info 国立女性教育会館（NWEC）

「女性情報アーキビスト養成研修」開催

女性の活動の軌跡に関わる原資料の保存・提供に携わる実務者の方を対象とした研修です。今年度は、「入門」（12月5日（水）～6日（木）、定員30名）に加え、保存のために必要な知識と技術を実習に取り入れた「実技コース」（12月6日（木）～7日（金）、定員10名）を新たに開設します。

会場：NWEC（埼玉県比企郡嵐山町菅谷728）
問合せ先：情報課：TEL 0493-62-6727／FAX 0493-62-6721
　　E-mail　infodiv@nwec.jp
詳細は、HPに掲載します。http://www.nwec.jp/

男女共同参画センターだより

News From Center

かながわ女性センター

神奈川県県民局

かながわ女性センターは、女性の自立と社会参加を促進するための施設として、昭和57年景勝地江の島にオープンし、平成9年から男女共同参画社会の実現を推進する県の拠点施設と位置づけられて、今年開館30周年を迎えました。

当センターでは、専門性・先進性の発揮、市町村との連携・協力、男女共同参画関係NPO等との協働を運営方針として、女性の人材育成、意識啓発、調査研究、女性への暴力相談など女性のための相談、図書館運営などの様々な事業に取り組んでいます。

中庭（女性のひろば）

特に人材育成・意識啓発は、当センターの主要事業であり、政策立案・方針決定過程に参画できる女性人材を育成する「江の島塾」、男女を問わず地域社会等で男女共同参画を推進する人材の育成と啓発を目的とする「湘南・江の島みらいセミナー」、高校生等を対象とした「メディアリテラシー講座」のほか、女性のキャリアアップや起業・就業への支援など、実践的な講座・セミナー等を年間通じて開催しています。「江の島塾」の修了生の中には、地方自治体の議員や審議会委員として活躍をされている方もいます。

また、図書館は、女性問題・女性労働を中心に、男女共同参画に関する専門図書館として、10万冊近くの図書・資料を所蔵し、閲覧・貸出しのほか、講座・セミナーの内容に合わせた図書コーナーの設置や企画展示を行っています。所蔵資料には、初代労働省婦人少年局長の山川菊栄文庫や国労婦人部資料など貴重な資料もあり、国内外の研究者の方に利用されています。

今年は開館30周年を記念して、30年間の社会の動きと当センターの変遷に係る企画展示など、様々な事業を実施してきました。12月以降は「女性」や「男女共同参画社会」をキーワードに、毎月1回の映画上映会を実施する予定です。

これからも、女性のエンパワーメントを支え、男女共同参画社会の実現という目的達成のため、事業を展開してまいります。

編集後記

平成24年10月1日、野田第3次改造内閣が発足し、男女共同参画担当の大臣には中塚一宏議員（衆）、副大臣に前川清成議員（参）、大臣政務官に金子恵美議員（参）が就任されました。

今後、大臣から順次、男女共同参画推進への意気込みを巻頭言で述べてもらう予定です。ご期待ください。

11月12日から25日まで、全国各地で「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。期間中は、シンボルカラーであるパープルを使ったリボン着用や、東京タワー等でのライトアップなど様々な取組が行われます。皆さんも是非女性に対する暴力をなくす運動にご協力ください。

（編集デスク　K.K）

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」11月号

www.gender.go.jp

第51号●2012年11月10日発行
編集・発行●内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話●03-5253-2111（代）
印刷●日昇印刷株式会社

あの…わたし…
10人
女性の約10人に1人が
「配偶者からの暴力」に
悩み、苦しんでいます。
どんな暴力でも、我慢しないで、話してみてください。
こ こ に 電 話
DV 相談ナビ
0570-0-55210
●お近くの相談窓口をご案内いたします。
女性に対する暴力をなくす運動
平成24年 11月12日[月]～11月25日[日]
配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、
女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。
内閣府
配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html
内閣府
配偶者暴力相談支援情報サイト（携帯電話用サイト）
http://www.gender.go.jp/e-vaw/keitai/Soudan/DV_center.html
男女共同参画推進本部
パープルリボンは女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークです。